

※「戦犯」か、「英雄」か

旧軍人のなかで、戦後最も多く伝記や評論の対象となっている人物は、おそらく東條英機であろう。そのなかで東條（以下、「條」は常用漢字体を使用）に張られたレッテルの多くは、「軍国主義のシンボル」「独裁者」「憲兵政治家」など、いずれも好ましいものではない。それに加え、日米開戦時には内務大臣と陸軍大臣とを兼務する内閣総理大臣であったことから、東京裁判ではA級戦犯として処刑された事実も手伝う。まさに東條は、戦争責任を一身に背負わされた感さえある。

しかし、そうした東條観の一方で、東條こそ「カミソリ東條」の異名で形容されるように有能な軍事官僚であり、天皇に対しては赤心をもって忠勤を励み、幾多の困難をもかえりみず果敢に戦争指導を推し進めた指導者として、その勇気と決断を讃える声も根強い。なかでも、東條が東京裁判で最後まで戦争責任を一身に背負い、戦犯の是非をめぐる議論のなかで天皇を擁護した経緯が、いまなお東條こそ真の軍人とする評価を生み出している。戦後四〇年近くを経過して、「戦犯」東條が靖国神社に「英霊」の一人として祀られることになったのは、そうした東條への再評価と深いつながりがある。

この東條の天皇への忠勤ぶりを示す一例として、有名な「上奏癖」がある。

東条は内閣を組織すると、天皇親政の実をあげるため、その閣僚に対しても政務に関して逐一、天皇へ上奏するよう義務づけた。事実、首相時代の東条自身も、少なくとも週に一回、通常は二回の上奏をつづけている。東条は、それが天皇を安心させることになるし、補弼者としての当然の責任と信じて疑わなかった。

日米開戦直後、マレー沖海戦の勝利や香港陥落の報告がその日の夜、東京に伝えられたとき、翌日に上奏を予定していた杉山元・参謀総長に向かって、東条は「お上^{かみ}が心配しておられるのだから、夜中でもよい、すぐに申し上げよ」と命じたという（赤松貞夫『東条秘書官機密日誌』）。東条は、心の底から、自分は天皇に代わって政務を担当しているに過ぎないと考えていたのだ。

また、シンガポール陥落を祝う行列が首相官邸に来て、東条に向かい、「東条首相万歳」を叫ぼうとしたとき、東条はこれを即座に中止させて、「天皇陛下万歳」に変更させたことがあった（同前）。東条にすれば、戦争孤児の頭を撫でて励ましたり、占領地に出かけて「大東亜戦争」の意義を強調してみせるのも、すべて天皇の代理行為という気持ちだったのかもしれない。

あるとき東条は、天皇の親政について、「自分は補弼^{ほひつ}の責任は良いことがあればそれは凡て^{まづ}御上の御徳に帰すべきもの、悪いことがあれば、それは凡て大臣の補弼の責任なりと

思っている」と語ったことがある（『東条メモ』上法快男編『東条英機』。額面通りに受け取れば、東条は犠牲的精神の豊かな、また私利私欲のない清廉潔白の士ということになる。

東条の有名な口癖が、「骨肉の至情」とか「統制」であつたことも、東条という人間をよく表わしている。東条にとつて天皇は絶対的な存在であり、その天皇に自らのすべてを捧げ尽くすことは、日本人ならば当然であり、そのために死地に赴くことがあつても本望だとする。そして、その天皇の命に忠実に服すことは、裏を返せば、天皇の「統制」を乱すものは断固排除するという固い決意の表明にほかならなかつた。

これを示す一例として、東条が陸軍大臣の時代、仏印（ベトナム）進駐にあつて陸軍部隊が軍中央の命令に違反して越境事件を引き起こしたことに對し、激怒した東条が事件関係者にきわめて厳しい処分のできない行爲とみたのだ。こうした東条の姿勢は、すでにその五年前の二・二六事件への対応ぶりでも実証済みであつた。

そこから、東条の秘書官をつとめ、東条の人となりを最もよく知る立場にあつた赤松貞夫によれば、東条こそ誠実な人、尊皇の忠誠に厚い人、終生を天皇中心主義で通した人、正直、真面目で責任感が強く、金銭関係の潔白な人、たえず努力し勤勉な人、人情に厚かつた人、勇気、決断に富み、果敢な実行力ある人、という軍人像が浮かんでくることとな

る（「元総理大臣秘書官の手記」同前）。

たしかに、「われわれ臣下はいくら努力しても人格の域にすぎないが、お上は神格である。日本の有難さを痛感するばかりである」（赤松前掲書）と語る東条の天皇中心主義は、実際にも筋金入りであった。夫人の東条勝子も、「東条にとって陛下は、神以外の何ものでもなかった」との証言を残している（模本捨三『東条英機とその時代』）。

こうした一連の東条自身の言動や彼への評価が、東条を日本軍人のよき「模範」として、あるいは理想的な日本人像として、こんにちある種の英雄像をも作り出している。

東条とともに開戦指導をリードしてきた木戸幸一をはじめとする宮中グループは、戦局の旗色が悪くなるまで、東条こそ最良の戦争指導者として、東条を盛り立ててきた。彼らは、敗戦とともに、東条との距離を強調することで戦争責任から逃れようとしたが、戦争責任の問題が曖昧になってきた今日、彼らの意志を継ぐ人々は、東条再評価へのプロパガンダを積極的に試みようとしている。

その狙いは、先の戦争を「大東亜戦争」と呼称し、日本にとっては避けて通れない「正義のための戦争」であり、いわゆる「東京裁判史観」がいうところの「侵略戦争」ではないとする論調を、東条再評価のなかで主張していくことにある。それは同時に、最後まで昭和天皇の「忠臣」でありつづけた東条が、その死後まで負ってきた戦争責任を免罪し、

逆に英雄視することで、昭和天皇自身の戦争責任をも永久に不問にしようとするこゝでもある。

はたして東条は、英雄だったのか、それとも日本を日米開戦へとリードしていった最高の戦争責任者だったのか。今日あらためて、東条の実像を追い求め、問い直すことが必要となってきたようだ。そこでまず、東条の経歴を振り返ることから始めよう。

※バーデン・バーデンの密約

東条は、田中義一と同様に、政治領域に深い関心を抱く軍人政治家であった。そのきっかけは、やはり国家総力戦であった第一次世界大戦の現実をつぶさに知ったことからであった。第一次大戦は、これまでの戦争のイメージをその根底からくつがえし、いまや戦争の勝敗はたんに軍事力の優劣の差でなく、国家の経済力や国民の団結力などの要素も含めた総合力によって決定されることになった。

そうした戦争の様変わりには、いちはやく敏感に反応したのは、陸軍若手の革新的な軍事官僚の一群であった。彼らはまた、民主主義の実現を求める大正デモクラシー運動が世論を大きく動かし、その勢いに乗って政党が陸海軍との対立を深めるようになる、深刻な危機感を抱くようになった。

そこで彼らは、将来の戦争に備える国内体制の必要性を説くことで軍部の復権を狙う。そのため国家総力戦論をさかんに説くことになる。最終的には、国家総動員体制の確立を国家目標へと押し上げ、そこに軍部の新しい役割を見い出そうとした。

この革新的軍事官僚群の代表的な人物たちが、一九二一（大正一〇）年一〇月、ドイツの保養地バーデン・バーデンに参集した。当時ドイツ駐在武官であった永田鉄山・小畑敏四郎・岡村寧次の、いずれも陸軍士官学校第一六期生の少佐たちだ。日本陸軍のエリート将校であった彼らは、この地で第一次世界大戦研究をすすめ、国家総力戦論を肌で学ぶことになる。

その教訓から、帰国後、三人の少佐は、陸軍の人事を左右する派閥の解消、人事の刷新、軍制改革の推進と軍近代化の実現、そして国家総動員体制の構築を軍部の政治目標とすることを確認した。後に、「バーデン・バーデンの密約」といわれるものだ。この「密約」に、後日、先の三人よりも陸軍士官学校で一期後輩のもう一人の少佐が加わる。当時、やはりドイツに駐在していた東条英機である。

大戦期間中から、日本陸軍は参謀本部を中心にすでに国家総力戦論を受容し、その調査・研究の機関と研究成果を報告書の形でまとめていた。陸軍は、大戦中に臨時軍事調査委員会を陸軍省内に設置し、徹底した大戦関係の資料の収集や調査研究を進めていた。実

際の政策のなかにも、軍需工業動員法の制定（一九一八年四月）を皮切りに、経済界を中心に国内の支配層のなかにも将来の国家総力戦を見込んでの国内経済動員体制を見直す動きが出はじめていた。

「密約」に参加した四人のなかでも、国家総力戦への関心と知識において抜きんで、かつ総力戦に対応する国家総動員体制づくりの緊急性を最も熱心に説いたのは、永田鉄山であった。やがて東條英機は、その永田の国家総力戦論に心酔していく。またのちに、永田も、東條を最も信頼できる同志として扱うことになる。事実、永田が後年、皇道派の相沢三郎中佐によって斬殺されると、永田の意志はこの東條によって受け継がれる。このことが、後で東條を陸軍統制派の指導者に就かせることになる。

※陸軍「統制派」の生え抜きとして

先述の臨時軍事調査委員会の委員であった永田は、すでにドイツ駐在の前年に「国家総動員に関する意見」と題する大部の報告書をまとめ、これを一九二〇年代以降の国家総力戦体制の青写真とする企画を練っていた。永田の報告書が提出された一九二〇（大正九年）五月に、原敬内閣によって軍需工業動員の中央統制機関として、国勢院が首相の管理下に設置される。

しかし、第一次世界大戦後の世界は、デタントの季節を迎えていた。翌一九二二（大正一〇）年にはワシントンで海軍縮小会議が開かれ、日本もこれに参加する。こうしたデタント状況のなかでは、さしあたって戦争の危機が遠のき、戦争準備体制としての国家総動員体制づくりも現実性が希薄になり、一九二二（大正一一）年一〇月、国勢院は廃止となった。

このことは、永田ら革新軍事官僚の計画を一時大きく後退させることになった。それと同時に、国家総動員体制構築への主導権を掌握し、政党政治の時代における陸軍の比重を高めようとしていた陸軍の狙いにも狂いが生じた。それは、国家総動員体制構築へのタイム・スケジュールを遅らせ、さらに政治勢力としての陸軍自体の地位低下を招くものと予想された。

こうした状況は、永田ら革新軍事官僚の危機感をいっそうあおることになった。彼らは、自らの目的を達成するため賛同者を募り、横断的な政治活動が禁じられていた陸軍内で非公然の組織を結成し、陸軍上層部あるいは財界人に接触する機会を見出し出していく。その最初の組織が「双葉会」、のちの「一夕会」であった。

これらの組織は、薩摩、長州といった出身閥としての旧派閥から脱して、一個の同志的派閥を形成し、陸軍省と参謀本部の要職を独占することで陸軍改革を断行していくこ

となる。このなかで東条は、永田について常に各組織の中核に参画し、陸軍改革の急先鋒として活動していった。

永田の忠実な後継者であった東条は後年、「自分の人生で尊敬すべき先輩であり、友人であったのは永田鉄山さんだけだ。あの人が私の師である」(保坂正康『東條英機と天皇の時代』上)と語ったほどであった。国家改造への道半ばにして倒れた永田の意志を継ぐ意味でも、東条は自分を永田に擬し、統制派の指導的役割を積極的に演じていくことになる。

そしてこの過程で東条が学んだことは、国家総動員体制づくりには、軍事クーデタなどの非合法手段に訴えるのではなく、既存の国家機構の改編による合法的手段を採用することであった。陸軍内部の急進派には、のちの二・二六事件にみるように一挙に軍部独裁を実現して国家改造計画の断行を主張するものが少なくなかったが、永田同様に東条は、天皇の軍隊を天皇の意向を無視して使用することに、断固反対の立場をとることになった。

このように強力な統制力を行使用しての合法的な国家改造計画を自己の目標にすえた東条は、終生天皇の軍隊に身をおき、日本陸軍という巨大な官僚組織をバックにして国家総力戦体制づくりをめざす。この点で、東条の行動パターンは、田中義一のそれと酷似している。こうして東条も、田中義一と同じく、国家総力戦体制づくりを陸軍の政治的目標と見

なしていくことになった。

※東条・関東軍参謀長と「満州国」

さて永田らは、いったんつまづきはしたものの、以後、各組織を背景に再び国家総動員体制づくりに向けて活発な活動を展開する。その成果はまず、一九二六（大正一五）年四月、政府内への国家総動員設置準備委員会の創設に表われ、同年これに対応して陸軍省内に兵器局工政課を受け継いだ整備局が新設される。整備局のなかで、動員・召集、人員の徴用・徴収、軍需工業の指導・補助を任務とする動員課長に永田が就任した。

さらに翌年、田中義一内閣時、前章で述べたように首相の管理下に資源局が設置され、国家総動員体制構築への道はようやく軌道に乗り出す。そして東条は永田の後任としてこの整備局動員課長に就任し、約一年五カ月の間じっくり国家総動員体制の研究を積むことになる。

この任期中、東条は永田の説く国家総動員体制構想実現の必要をいっそう確信し、生涯の目標と考えるようになった。この動員課長時代、東条は「双葉会」の会合の席上で、「国軍の戦争準備は対露戦争を主体として、第一期目標を満蒙に完全なる政治的勢力を確立する、主旨のもとに行なうを要する」（秋定鶴造『東条英機』、傍点筆者）との考えを明らかに

している。つまり、国家総動員体制づくりが、共産主義国家ソ連の打倒を目標とする戦争準備にあること、そのための戦争資源として、まず満蒙を軍事占領して植民地化する、という青写真を描いて見せたわけである。

東条の満蒙軍事占領案は、日中一五年戦争の発火点となる満州事変（一九三一—昭和六年九月）となって具体化する。東条にとり中国侵略戦争の目的は、国家総動員体制の構築と、対ソ戦遂行のための資源供給地として、中国を植民地化することにあった。その意味でも、東条の当面の関心対象は満蒙への侵略であり、これを中国から分離独立させて日本の傀儡政権を誕生させることであった。後にこの構想は、東条の思惑通りに進行することになるが、その有力な立て役者の一人として、東条は重要な役割を演じていく。

一九三七（昭和一二）年三月、東条は関東軍参謀長に就任する。東条が構想していた満蒙地域の植民地化への動きが現実に行進していたなかでの参謀長就任である。ここでの東条の仕事は、「満州国」の重工業化を図り、本土資本を導入して、「満州国」を一大対ソ前線基地とすることであった。ただし、本土資本の導入には、当初「満州国」経済の屋台骨であった南満州鉄道株式会社（満鉄）の反発もあって調整がつかなかった。そこで東条は、満州国総務長官・星野直樹と産業部次長・岸信介に命じて、満鉄総裁の松岡洋右（まぎすけ）に川義介の日産資本の導入を認めさせることに成功する。

これ以来、関東軍・満州経済界・満州国官僚を代表する「ニキ三スケ」と呼ばれるこの満州グループは、東条が関東軍内部で事実上の主導権を握るにともない、「満州国」の進路に大きな役割を果たしていく。そして、満州グループとその周辺に集まる人々が、後に東条内閣の骨格を形成することになる。

こうした動きのなかで、東条は、強力な戦争体制をつくるには軍・財・官の相互協力がどれほど必要かを痛感した。「満州国」こそ、永田に学んだ東条なりの国家総力戦づくりのテスト・ケースであった。

◆「東条兵团」と中国武力制圧論

この年の七月七日、日中全面戦争の契機となった盧溝橋事件が引き起こされると、東条はこれに呼応した格好で「東条兵团」と呼ばれた数千の兵力を自ら指揮し、中国東北部のチャハル省に進攻した。翌月の八月下旬には張家口を、さらに綏遠省にも侵入し、省内の綏遠および包頭の二大都市を占領する。こうして東条は、盧溝橋事件で中国華北地域に世界の目が向けられている間に、彼が念願としていた内蒙古地域に蒙古連盟自治政府を成立させ、事実上滿蒙の軍事占領を完成させた。

東条は、蒙古に新政権をつくるや、ただちに新京の関東軍司令部に帰還し、事後処理に

当たるといふ手際のみさを示した。今日でも、この東条のチャハル・綏遠両省への迅速な進攻作戦をして、「野戦指揮官としても、立派に及第点をつけられる軍人であった」とする評価がある（榎本前掲書）。それは、経歴の大部分を軍政畑で歩んできた東条にとつては、たしかに特異な経験であった。

この実戦指揮官としての成功も、軍内部での東条評価を高め、軍中央部進出の機会を用意することになった。同時に東条自身は、中国武力制圧への確信を深め、一挙に中国の心臓部である華北一帯への武力進攻を公然と主張することになる。それは、「満州国」を対ソ前線基地とし、中国全土を日本資本主義の一大市場とする、日本の国家意志を先取りしたものであった。

「東条兵団」の進攻作戦は、軍中央や日本政府が最初から容認したものではない。しかし東条は、こうした既成事実の積み重ねが、結局は政府と軍中央を突き動かすことになること確信していた。そして、東条の予想した通り、参謀本部が真つ先に東条の独走を容認する姿勢を打ち出す。

しかし、東条の行動は軍の統制を乱す行為であり、それは東条が日ごろ強調していた信念とは明らかに矛盾するものであった。これについての東条自身の証言は、何も残っていない。

従来の統制派の枠組みでいえば、中国との戦争は対ソ戦遂行の資源供給地であり、全面的な武力対立は極力回避して兵力の温存に努めることが得策とされていた。しかし東条は、軍中央に対して「時局処理に関する関東軍参謀長上申書」（一九三七年一月）を提出し、蒋介石の国民党政府の打倒と、それに代わる傀儡政権の樹立工作の推進を強硬に展開した。

東条は、後に本格化する日本政府や軍中央の政策を、先取りする形で主張していたのである。こうして東条は、満州や内蒙古地域での傀儡政権による事実上の軍事支配の実績をふまえて、軍中央が中国本土においても同様の方式を採用するよう、強引に繰り返し要請していく。

国際政治の動向や外交交渉をいっさい無視したこの露骨な侵略主義は、事実その後、近衛内閣における第一次近衛声明（一九三八年一月）となって具体化する。「帝國政府は爾後（じつご）国民政府を対手とせず」とするその声明は、文字通り蒋介石の中国国民政府との外交交渉を一方的に打ち切るというものであった。

このとき、東条の上申書に表われた対中国対策は、その後の陸相・首相時代における対米交渉への非難の根拠ともなった。つまり、和平が開戦かを決める日米交渉の最大の焦点となったのは、日本軍の中国からの撤兵問題だったが、東条は断固反対を強硬に主張し、

交渉の最後のラインを断ち切って開戦に突っ込んでいくのである。

要するに、東条こそ、第二次近衛内閣の陸相時代から首相時代にかけて、一貫して中国武力制圧論を説きつづけた軍人政治家であった。東条はまた、満州の自立化を唱え、早期に日中戦争の停戦を主張していた石原莞爾を追放し、満州・中国一体化論を叫ぶことで日中戦争の泥沼化を招いた最高の責任者でもあったのだ。

※ 憲兵政治 の威力

昭和の時代は、軍人によるすさまじいテロリズムが横行した時代でもあった。また実際にテロにいたらなくとも、テロの威嚇効果は絶大であった。一九三二（昭和七）年五月の五・一五事件では、海軍の青年将校が犬養毅首相を官邸に襲って射殺し、一九三六（昭和一一）年の二・二六事件では、陸軍の青年将校が大蔵大臣・高橋是清（元首相）、内大臣・齋藤実、教育総監・渡辺錠太郎らを殺害し、侍従長・鈴木貫太郎に重傷を負わせた。

その前年、一九三五（昭和一〇）年八月には、東条が師と仰いだ永田鉄山が白昼、陸軍省内で斬殺される事件が発生している。犯人は、永田を皇道派弾圧を画策する張本人と見た、狂信的な皇道派の相沢三郎中佐であった。この相沢の背後には、永田を統制派最大の実力者とみなし、その失墜を狙っていた皇道派の軍首脳たちがいた。

ところでその永田は、近い将来東条を東京に呼び戻し、自らの後継者として育てようと考えていた。そのことは、永田が死の直前、軍首脳宛に提出する予定であった「上申書」に書き込まれていた。そこで、事件の二週間後、陸軍首脳たちは、東条にも永田と同様の危険があるとして、永田の意向に反して、とりあえず東条を満州の地に赴任させることにした。東条の経歴からすれば、これまで無縁の関東軍憲兵隊司令官のポストである。以後、先に述べた関東軍参謀長就任までの一年半、東条は「憲兵政治」に習熟することになる。

同ポストは関東局警務部長を兼任しており、ここで東条は満州の全警察力を掌握する。一九三五（昭和一〇）年九月のことである。このとき東条は、後年東京裁判の証言で一躍脚光を浴びることになる田中隆吉（関東軍第四課員）や、「東条憲兵」と称され、東条内閣時代にも東条の懐刀として憲兵政治の一翼を担った四方諒二（関東軍高級副官）、それに、のちマレー・シンガポール攻略のさい、憲兵を使って華僑を大虐殺し、その「勇名」をどうにかせる辻政信（関東軍第三課員）らを重用した。

東条は就任と同時に、軍と警察との一体化路線を敷き、満州地域の中国人の反日ゲリラや、在満日本人で関東軍に反抗的な人物をいっせいに要注意人物としてリストアップさせ、いつでも検挙拘束できる態勢を整えさせた。四〇〇〇人以上とされた要注意人物のな

かには、統制派に対立する皇道派系将校も多数含まれていた。東条はこの機会に、関東軍から皇道派を一掃しようとしたのである。

そして実際、翌年の一九三六（昭和一一）年二月、国内で二・二六事件が起こったとき、東条は事件の満州への影響を警戒して、軍人だけでなく満鉄社員や一般市民まで即時逮捕の行動に出た。その数は五〇〇人から六〇〇人に達したが、ほとんどの場合具体的な罪状を持たない人物が対象とされ、「予防拘禁」としての性格が強いものであったとされている。

それまで陸軍の兵科のなかでは低い位置におかれていた憲兵を、治安活動の前面に活用した東条の行動は、いまや統制派がハバを利かす関東軍や軍中央で高い評価を得る。その実績が翌年の関東軍参謀長就任に結びつき、さらに先に述べたような関東軍時代の東条の活躍ぶりと、そこでつちかった官界・経済界にまで及ぶ人脈の形成が、東条を陸軍の将来を背負う高級軍事官僚の地位へと押し上げることになる。それが、一九三八（昭和一三）年五月の陸軍次官への就任であった。

関東軍憲兵隊司令官時代に会得した、憲兵を使っての政敵や危険人物への監視・威嚇や検挙・拘束による弾圧の常用は、自らの政治力發揮を目的とする、いわゆる東条の「憲兵政治」の始まりであった。東条はこの時代から憲兵を多用し、政敵の追放・失脚を繰り返

す。

たとえば東条は、一九三八（昭和一三）年六月に板垣征四郎陸相に陸軍次官の地位を罷免されたとき、腹心の東京憲兵隊長・加藤泊二郎大佐に命じ、板垣や石原莞爾と親交のあった浅原健三を共産主義者としたうえで逮捕拘禁させ、共産主義者と接触する石原は陸軍軍人の本分に抵触するものとして軍法会議にかけ、現役から追放しようとした。また東条は、成功はしなかったものの、上司にあたる板垣の失脚さえ狙ったこともあった。

※「私兵」を使った恐怖政治

東条は、一九四〇（昭和一五）年七月、第二次近衛内閣の陸軍大臣に就任する。陸軍大臣に就任して軍中央の実権を握ると、憲兵の多用は一段と目立ちはじめた。たとえば、国家総動員機構の支柱であった企画院の全体主義的傾向を批判した現職の商工大臣・小林一三を、軍機保護法違反の理由で拘留し、取り調べるといふ暴挙に出たことさえあった。東条が心血を注いできた国家総動員機構への批判に、我慢できなかつたのである。

また、挙国一致をスローガンに国策遂行への協力を求めた大政翼賛会組織に対し、これを憲法違反と論じた大竹貫一と末永一三を、憲兵隊に拘留させ、その言論を封じた例などもある。このように東条は、憲兵を自分の手足のごとく使って政敵への睨みをきかせてい

た。後世、東条が「憲兵政治家」と称せられた理由がここにあった。

東条のこうした政治手法について、陸軍の急進的青年将校と関係が深かった民間右翼の大川周明は、「東条は憲兵を以て興り憲兵を以て亡びた」としている（田中隆吉『敗戦秘話 裁かれる歴史』）。東条に批判的であった人物の評価とはいえ、東条がいかに憲兵を重用していたかを示す一つの証言だ。

さらに東条は、公的機関としての憲兵隊のほかに、政治情報を秘密裡に収集する私的な情報機関として三国機関と呼ばれた諜報機関を活発に用いた。同機関は、東条が陸軍大臣に就任するや、三国直福陸軍少将を機関長として組織させたものであった。東条は、政界・官界・財界人で東条に批判的な人物を徹底してマークさせ、そこで収集した情報により憲兵に命じて検挙・拘禁・威嚇などを行なっていく。

とくに東条内閣の後期になり、戦局の悪化にともなって反東条の動きが表だって出てくると、東条は一段と三国機関の情報に依存することになり、政権維持のために政敵に対し、いっそう弾圧を強化していく。東条政権に繰り返し反対の論陣を張った東方同志会の中野正剛代議士が、憲兵により拘留・取り調べを受け、結局自決に追い込まれたのも、東条の意を受けた三国機関と憲兵のしわざであった。

三国機関は、しだいに東条の「私兵」的存在となり、その機関員は東条の権威をタテに

して非合法活動を展開した。しかし、反東条の気運が各界各層に広がってくると、その情報を熟知しながらも、東条に都合のよい情報のみを耳に入れる傾向を強める。そのことが逆に、東条をして、情勢への的確な把握と対応を鈍らせることになっていった。三国機関は、東条にとって両刃の剣であったわけだ。

いずれにせよ東条は、戦時体制の強化維持を名目として次々と政敵を追放・威嚇し、その生命すら奪う恐怖政治を行っていたのである。東条の憲兵政治こそ、戦争体制下における暴力を後ろだてとする軍部の政治支配の象徴でもあった。

この東条の憲兵政治は、民間人にも向けられていく。なかでも、「敵性国の秘密戦略策動を封殺して総力戦体制の強化を図る」意図のもとに制定された国防保安法（一九四一―昭和一六年三月七日公布）は、東条（当時、陸軍大臣）の信任の厚かった陸軍省兵務局長の田中隆吉の主導によって、東条の意向を代弁する形で制定されたものであった。

同法は、「防諜」の名を借りながら、実際は国民の戦時体制への不満、戦争政策への批判を封じるため、死刑の最高刑を持つてのぞんだ弾圧法規であった。そして東条は、この弾圧法規をも憲兵政治の主要な武器として活用する。この国防保安法の実質的な推進者であった陸軍省兵務局長は、陸軍中野学校の校長を兼務し、憲兵を直接指揮する権限をもつポストであった。

陸軍中野学校とは、いうまでもなく陸軍の特殊秘密工作を担当する諜報・防諜の工作要員を養成する任務を帯びていた。東条は、後に離反するが当時子飼いであった田中隆吉を兵務局長のポストにつけることで、憲兵や防諜組織を自由に操作できる立場にあった。こうして、国防保安法や治安維持法といった弾圧法規を背景に、東条の政治スタイルを支える基盤が形成されていったのである。

※なぜ東条に組閣の大命が下ったのか

話は多少前に戻る。一九三八（昭和一三）年、東条が陸軍次官に抜擢された理由の一つは、当時近衛内閣がすすめていた日中関係の修正作業を牽制することであった。つまり、日米交渉を成功させて、交渉による日中戦争の政治解決への道を摸索しようとした近衛首相らの動きを阻止するため、軍中央で多数を占める対中国主戦派が、最も強硬な中国撃滅論者として軍の内外で名を知られた東条を起用したのだ。

軍首脳部には、近衛に同調する板垣征四郎陸相や多田駿参謀次長らがあり、当然、東条は彼らとの対立を深める。その結果、東条は一時、陸軍航空本部長にしりぞくが、こんどは第二次・三次近衛内閣の陸軍大臣として軍中枢に復帰する。すでに東条に代表される対中国強硬論が、陸軍全体の総意を代表する見解として定着しつつあったからである。

じっさい、東条はこのとき、中国撃滅推進論者で要部を固めていた陸軍の押しも押されもせぬ中心的存在となっており、東条の言動は陸軍の見解を代弁するものであった。東条は、近衛内閣がすすめていた日米交渉のなかで、その焦点となっていた日本軍の中国および仏領インドシナからの撤兵に強硬な反対論を唱える。それが近衛内閣の総辞職の直接原因となった。

天皇の第一の側近であった内大臣・木戸幸一は、その東条の真意を知りながら、挙国一致体制には皇族内閣がふさわしいとしていた東条を、次期首班に推した。木戸は戦争になった場合、その責任が皇室ひいては天皇に及ぶことを警戒したからである。木戸自身の日記によれば、陸軍を代表する東条に責任を課すことで、陸軍の強硬論者を統制する意図があったとしている。しかし、事実はそう単純ではない。

東条に組閣の天命が下ったのは、有能な軍事官僚であり、天皇への忠誠心がきわめて厚かった東条に、天皇自身が深い信頼感を抱いたからであった。天皇は日米交渉の継続にまだ未練をもちながらも、中国からの撤兵に断固拒否の姿勢を示して日米交渉に事実上反対であった東条の首相選任に同意する。

天皇は、このとき、「いわゆる虎穴に入らずんば虎兇を得ずということだね」(『木戸幸一日記』下巻)と感想をもちたというが、天皇は日米交渉への悪影響を熟知しながら、あ

えて東条を選択した。中国からの撤兵問題が日米交渉の最大の焦点だった、まさにその時期に、最強の撤兵反対論者を首相に選任したという事実そのものの中に、日米開戦への天皇の意志が表現されていると見ざるを得ないのである。

ところで、天皇が東条の起用に踏み切った理由について、木戸幸一は、その日記に、「東条は、お上^{かみ}への忠誠ではいかなる軍人よりもぬきんでているし、聖意を実行する偉材であることにはかわりはなかった」(同前)と記している。さらに木戸は、戦後に国会図書館が行なった同様の質問に対し、「東条はかならずしも主戦論者ではない。事務的な三段論法的な単純な人だ。陛下の命とあらば、きくだろうし」と答えている(「木戸証言記録」から『朝日新聞』一九八九年二月二〇日付)。

たしかに東条は、天皇の命令があれば、陸軍の主戦論者を押さえても戦争回避の道をとる覚悟を持っていたが、それは日本に有利な条件で交渉が妥結した場合という、およそ実現の見込みのない仮定の話に過ぎなかった。それは天皇とて同様であり、その点でも天皇、木戸、そして東条の意志一致はできていたと見るのが自然であろう。『木戸日記』や「木戸証言」などからも明らかだが、二・二六事件への対応ぶりからしても、天皇や木戸は、統制派軍事官僚の最高指導者であり、また天皇への忠勤ぶりで以前から高い評価を得ていた東条に、一貫して好意的な姿勢を保ちつづけていたのである。

ちなみに、二・二六事件が起こったさい、東条は先に述べたように関東軍憲兵隊司令官の地位にあったが、そのとき、「軍は天皇の統制下にある。天皇の許しを得ずに軍が実力を行使したり、部下に命令を出すものは、これは反逆者である」との判断を示したとされる（秋定前掲書）。

二・二六事件は、一部の急進将校に率いられた一四〇〇名にのぼる陸軍の兵士が、天皇の側近・重臣を襲撃して殺害するという、天皇の軍隊始まって以来最大の反乱事件であった。軍首脳の間には、この機会に軍部独裁を実現する思惑から反乱軍に好意を示す者もあり、軍内部では事件への対処をめぐり鎮圧か容認かで混乱に陥っていた。このとき、これを明らかに軍の統制を乱す行爲と即断し、「朕自ら近衛師団を率ひ、之が鎮定に当らん」（『本庄日記』）と断固たる決意を表明したのが、昭和天皇であった。東条の行爲も、まさにこの天皇の判断に見合ったものであったのだ。天皇からすれば、天皇の統帥権の絶対性を十分認識し、自らを天皇の權威と大権の執行者と任じていた東条の存在は、最も信用に足る軍事官僚としてその目に映っていたことであろう。

こうした事情は、最近公刊された元侍従次長・木下道雄の「側近日誌」によっても裏づけられる。そこには敗戦直後、天皇が東条について、「彼程、朕の意見を直ちに実行に移したものはない（一九四六年二月一二日の項）」と述べたと記録されている（『文芸春秋』一九

八九年四月特別号)。これは、戦後に東条評価が分かれるなかで、天皇が東条への信頼感を捨てていなかったことを知る上でも興味深い記録だ。

その東条は、木戸の指摘どおり、首相に就任して以来、実務型軍事官僚としての才能を発揮し、的を射た内容の濃い上奏をひんばんに行なったとされる。天皇は、大元帥として補弼者^{ほひつ}から各種の軍事情報を入力し、それに基づいて大局からの戦争指導を行なったが、そのためには何よりも的確で具体的な情報が必要としたのである。

その意味で、無内容で差し障りのない上奏を行ない、天皇の不満を買っていた他の軍首脳とは、東条はハッキリ異なっていた。これら軍首脳は、上奏のさい、結果だけを報告し、天皇の質問や意見を嫌う者もあった。なかには、天皇の情勢判断を暗に非難し、それを側近連中のせいだとして公然と不満を口にするものもあった。その点でも、東条は天皇の最も信頼する人物となっていたのである。

開戦に事実上のゴーサインを出していた天皇や、木戸ら宮中グループにとって、強力な戦争指導をつらぬくためには、天皇に忠実な戦争指導者が必要であった。その点、陸軍を統制でき、海軍にも一定の影響力を行使できた東条は、最初から有力候補と見なされていた。こうして東条は、天皇の熱い期待を背負って大命降下を受ける。まさに東条は、天皇の忠実な代行者だったといえる。

主戦派の代表であった東条が首相に就いたことは、当然ながら、日米交渉の相手国アメリカ側に、「戦争内閣」の登場と判断させることになった。そうした国際政治上の常識が、天皇および宮中グループに欠如していたとは思われない。国際常識を考慮に入れながらも、あえて東条内閣を出現させたのは、まぎれもなく戦争指導を十分に担える内閣を必要としたからだ。

東条が内閣を組織したことで、日米交渉が継続される裏側では、日米双方とも着々と戦争準備を進め、ついに一九四一（昭和二六）年二月八日、日米開戦に突入する。

日米開戦は、日本にとって、東条自身が言い残したように「清水の舞台から飛び降りる」ほどの勇気が必要とした、勝算の当てのない賭けであった。それは、国民の生命や国家の将来をも左右する重大な決定であったが、東条は内閣組織後、若干の慎重さを見せつつも、開戦への道をひた走った。

※日米交渉の裏側で

一九四一（昭和二六）年一月一七日、近衛内閣辞職のあと大命降下を受けた東条の当面の緊急課題は、日米交渉の取り扱いであった。すでに九月六日の御前会議において「帝國国策遂行要領」を決定し、戦争準備と日米交渉という和戦両用の構えで進むことが確認

されていた。東条内閣もこの基本路線にのっとり、日米交渉による外交努力の継続をかかげていたが、日米交渉に対する政府の基本姿勢は、中国からの撤兵を拒否しての駐兵継続、満州事変以来日本が取得してきた権益の承認が前提であったから、交渉成立による日米開戦回避への展望は皆無に近かった。

結局、中国からの日本軍の撤兵を最後まで交渉要件としたアメリカは、日米交渉の相手方が、中国撃滅論者の頭目を首班とする東条内閣が成立した時点で、交渉成立への期待を失っていた。後は交渉を継続させながら、確実にやって来る戦争に向けて国内動員準備と軍需生産を一気に加速することであった。それは、日本とてまったく同様だった。こうした交渉の裏側で、日米開戦は秒読み段階に入っていく。

東条自身、駐兵を主張していた自分に大命降下があったことは、駐兵継続への天皇の支持と受け取り、その線で日米交渉にのぞむ意向を持っていた。もっとも東条は、大命降下を受けたさい、日米交渉とのからみで開戦に慎重な構えを見せていた天皇から、事実上開戦へのタイム・スケジュールを決定した九月六日の御前会議にとらわれることなく、国策の再検討を命令されていた。いわゆる「白紙還元（こくしやん）の御詔（ごしちょう）」である。しかし東条は、自らの主導のもとに開催した大本営政府連絡会議で、外交交渉は継続するが、戦争決意のもとに作戦準備を進めるとし、事実上開戦を決定する方向で意見をまとめようとした。

結果的には、一月一日午前零時まで交渉を継続し、交渉不成立の場合は二月初頭を武力発動の時機とする内容の、新たな「帝国国策遂行要領」が策定された。これは、開戦時機が明確にされただけで、九月六日の決定を追認する内容に過ぎなかった。こうして東条の意図は実現し、天皇の開戦決意も確認されることになった。

日米開戦の期日は、東条内閣のもとで慎重に選ばれ、作戦発動準備の具体化に入っていく。すなわち、一月五日、帝国陸海軍は天皇の裁可を受けて対米戦争の作戦命令を発令した。この結果、東南アジア一帯を占領する目的で南方軍総司令官に寺内寿一大将が任命され、ハワイ真珠湾の米海軍基地を奇襲する航空母艦六隻を基幹とする機動部隊が、扨捉^{えいとらふ}島^{ひじかづが}単^{たん}冠^{かん}湾^{わん}の発進基地に集結を開始する。すでに日米交渉は、この時以来、作戦準備を推進する上での時間稼ぎとしての意味しか持たなくなっていた。

※大義名分なき戦争

一月八日未明、日本陸軍がマレー半島に上陸し、次いで海軍がハワイの真珠湾に奇襲を行なった。ついに日本は、アメリカ・イギリスなど連合国側との戦争にも踏み切ったのである。開戦準備をととのえていた日本軍は緒戦で勝利を続け、主戦派であった陸海軍幹部は我が意を得、東条の評価も急速に上昇した。東条は得意の絶頂に立った。

しかし、その東条とて、今回の戦争について、作戦の長期的見通しや勝利への展望、あるいは終戦工作への目算があったわけではなかった。ただひたすら戦争への準備を進め、確実に予定の階段をのぼってきただけだった。そのため、米英との開戦を決定する一月五日の御前会議を前にして、東条は天皇から開戦の「大義名分」をどう考えるかと問われ、「目下研究中でありまして何れ奏上致します」（『杉山メモ』上）と答えるほかないほど、この段階にきて初めて戦争には「大義名分」が必要なことに思っていた有様だった。

東条にとって、とにかく戦争政策の確立と開戦決定が優先課題であって、戦争の理由づけはいつでもよかった。それ以上に真実は、この戦争が満州占領から中国全土への侵入とつづく一連の流れの上に引き起こされたことを考えれば侵略戦争以外の何ものでもなく、「大義名分」を確定して、世界に宣言することなどできない性質の戦争であったということだ。日本にとっての戦争目的は、中国をはじめアジア・太平洋地域を含む広大な範囲に「大東亜共栄圏」なるブロックを形成し、そこに欧米諸国を排除した独自の政治的・経済的支配権を打ち立てることにあつた。先の戦争を「大東亜戦争」と呼称する理由である。

だが、戦争には「大義名分」が必要である。一月一日、大本営政府連絡会議で、天皇の意を受けて「対米英開戦名目骨子案」が急いで作成され、ここで戦争目的を、日本の「自存自衛」のためとすることとした。文字どおりにとれば、日本が安全保障上の危機に

さらされ、そのため危機回避策として国家防衛という国家としての権利をやむなく発動する、といった意味である。

しかし、中国への侵略行動は日本が一方的に始めたものであり、その延長上に日米開戦が予測される現状では、「自存自衛」という「大義名分」は、どうして国際常識に通用するものではない。しよせんそれは、ひたすら国民の戦争への支持をとりつけるための国内向けの政治処置に過ぎなかった。

東条も、このような国際的に通用しない「大義名分」では、国民のなかに戦争理由への疑問を起こさせ、それが反戦・厭戦機運につながる危険性を読みとっていた。そこで東条は、開戦と同時に「非常措置」として、まず左翼運動関係者・在日朝鮮人など戦争批判者となる恐れのあるものを逮捕・拘禁し、開戦直後に開催された臨時議会で「戦時犯罪処罰特例法」（二月一九日公布）を、さらに開戦翌年の定例会議では「戦時民事特別法」（二月二四日公布）など治安弾圧法規をあいついで成立させ、ファシズム体制をさらに強化する手を打った。

すでに、軍機保護法や国防保安法、それに治安維持法の改悪などに代表される各種の治安弾圧立法を用意していたが、東条はこれに加えて二重三重の法律をもって戦時体制下の国民を徹底して監視・弾圧し、戦争に強制動員していった。これは東条が、あれほど国家

総力戦体制づくりを研究したにもかかわらず、その実、いかに国民を信頼せず、国民の自発的協力を得て国家総力戦を戦い抜くという認識が乏しかったかを示すものであった。

東条は、民情視察と称して国民生活の現場に実にこまめに足を運んだ。たとえば、民家のごみ箱をのぞいては生活の具合を観察して歩くかと思えば、魚市場に出かけてハツパをかけたなり、官庁のなかに突然姿を見せて官吏の仕事ぶりに注意を与えたりした。また、南方の占領地域の視察に出かけ、軍紀の緩みを見つけるや大目玉をくらわすこともあった。そこから、「東条、上東兵」なる陰口をたたかれることになる。

これらは、何から何まで自分自身の目で現場を見ないうちは何も信用しないという東条の性格がよく出ているエピソードだ。東条には、現場の指揮を信頼して大局を見るといった度量がなく、その点では小さな官吏のイメージがつきまとう。

そういう東条であってみれば、あらゆる締めつけを行ないながらも、それによって国民の心情をつかむことに実際のところ自信がなかったのであろう。その行動パターンからは、実務処理能力としては「カミソリ」的力量を発揮したかも知れないが、一国の宰相としての器からはほど遠い人物像が、逆に浮かび上がってくる。

戦争体制づくりという点で東条は、政治家・財界人・軍人らを結集して翼賛政治体制協議会（会長・阿部信行陸軍大将）を設立する。ここで国会選挙の候補者四六六人を推薦し、

推薦された者だけが選出されるように官僚組織・警察・各種団体を動員して露骨な選挙干渉を行なった。

その結果、開戦五カ月後の一九四二（昭和一七）年四月の選挙では三八一名の推薦候補者が当選し、彼らは翼賛政治会を結成して事実上の一国一党の状態をつくりあげる。帝国議会は、いまや東条の戦争指導に無条件で賛意を表わすだけの御用議会となった。

こうして東条は、挙国一致体制のなかで、強力な戦争指導体制づくりに、表向きは成功していく。しかしそれは、国民に対する徹底した締めつけと、緒戦の勝利の結果、東条に迎合的態度をとろうとした支配層の思惑から成立したものに過ぎず、その基盤は実に不安定なものであった。そして一方、東条本人を支えたのは、天皇の東条に対する熱い期待と、これに応えようとした東条自身の比類なき忠誠心であった。

※東条は「日本のヒトラー」だったか

緒戦の勝利に勢いを得ていた東条ではあったが、日本海軍の主力空母四隻を失った一九四二（昭和一七）年六月のミッドウェー海戦での大敗北をきっかけに、さらに翌年二月のガダルカナル島奪回作戦の失敗、同年五月のアッツ島守備隊の玉碎など日本の敗色は、日を追ひ、月を追って深まっていく。こうしていよいよ追いつめられた一九四四（昭和一九）

年二月、東条は、不統一が目立ちはじめた戦争指導体制を強化する名目で、自ら軍令関係の長官である参謀総長のポストを兼任する。そのことによって国務と統帥の権限を一手に集中させたのである。

さらに東条は、海軍大臣・嶋田繁太郎にも軍令部長（陸軍の参謀総長にあたる）を兼任させ、それまで国務と統帥の分立を規定してきた軍の統帥権独立制度を事実上否定する処置に出た。東条のこの処置は、当然、統帥部の強い反発を招くことになる。陸軍を代表して、参謀総長・杉山元は、新たな戦争指導体制は統帥権独立制度を無視し、これを破壊するものだとして、東条との間で次のような激しい議論を戦わせた。

すなわち、杉山は「統帥と政務とは伝統として一緒になってはいけない。これは伝統の鉄則である。陸相が総長を兼ねては政治と統帥が混淆こんごうする。かくして統帥の伸張は阻害されるからである」と述べて、統帥は国務の干渉を受けずに独自の方針にしたがって運営されるのが明治憲法体制下にあつては当然であるとの見解を示す。さらに、「第一次欧州大戦のとき、仏の統帥部と政治家の意見は分かれていたが、政治に引きずられていた。ドイツの統帥もヒトラー総統の考えと統帥部との考えが一致せず、ためにスターリンググラードを諺あやまる。是非とも考え直されたし」と迫り、東条の白紙撤回を要求した。

この杉山の批判に対して、東条は、「ヒトラー総統は兵卒出身、しかし、私はそれと一

緒にされては困る。自分は大将である。首相として今まで採り来たことには、軍のことは十分考えてきている。その点は御心配はない」と反論し、あくまで兼任案に固執する。そして、天皇への単独上奏に訴える覚悟を示し、重ねて東条説得を試みようとする杉山に、「陛下は私の心持ちを既に御存知です。総長が単独上奏すれば、私は私の考えを覆さなければならぬ。何とか御同意を得られないか」と懇願する。ここで杉山は、今回の処置を特例とすることを条件に、ついに東条案に同意する（『杉山メモ』下巻）。

杉山としては、統帥権獨立制に明らかに違反するとの考えを捨てたわけではなかった。同意したのは、戦争指導の行き詰まりの打開策として東条の申し出を認めるほかはなく、また結局は、強力な戦争指導を推し進める東条軍部内閣に基本的に協力する姿勢に変わりはなかったからである。

しかし、それ以上に重要なのは、この参謀総長兼任も東条がけっして独断で専行したわけではなく、天皇の戦争指導方針の大枠のなかで動いていたということであろう。事実、天皇は杉山が上奏した折、「東条にはその点（＝兼任を非常処置とすること）は確かめた。東条もその点を十分気をつけてやるとも申すから安心した」と述べ、東条への協力を命じている（東条英機刊行会・上法快男編『東条英機』）。

こうして、日本の政治・軍制史上初めて、内閣総理大臣が、陸軍大臣と参謀総長という

軍政部・軍令部の長官を兼任するという権力の集中が、天皇の承認のもとに断行されることになった。当時、政界や国民のあいだには、これをもって東条の「独裁政治」の実現と見る見方もあり、戦後の東条内閣論のなかにも同様な評価を散見する。

しかし、東条のいわゆる「独裁政治」とは、基本的には天皇の承認と軍部の同意を前提とし、東条個人の政治力やカリスマ性に発したものでは決してない。それは、崩壊寸前の危機にあった日本の軍事力と戦争指導体制を立て直すために採用された、いわば臨時の超法規的措置であった。また、戦争内閣としての東条政権を維持延命させるための最後の手段であり、方便であったに過ぎない。それはきわめて時局対処的で限定的なものであり、東条政権の永続性や権威をともなった新たな権力の誕生を意味するものではなかったのである。

この時点でも、依然として東条に対する天皇の信任が厚かったことを示す一例をあげておこう。反東条政権工作の中心人物の一人であった細川護貞は、クーデタによる東条引き降ろし計画の話が持ち上がったさいに、「御上が全く東条を御信任あそばさるる」以上、軽々に動くことは躊躇せざるを得ないとの発言を行なっている（『細川護貞日記』）。逆にいうと、この時点でまったく行きづまっていた東条政権の延命に一役買っていたのは、天皇であったということになる。

また、反東条運動は皇族のあいだでも活発であったが、天皇の弟宮である高松宮が、直接天皇に東条批判を行なったさい、天皇が「無責任な皇族の言など聞かぬ」と突っぱね、これに耳をかさなかったとする記述がある（『近衛文麿日記』）。そこまで天皇は、東条をかばっていたわけである。

しかし、戦局の悪化を押しとどめることができず、むしろ権限集中が招いた戦争指導部内での亀裂が目立ちはじめると、反東条の動きが一举に浮上してくる。さらにサイパン島への米軍上陸（一九四四年六月一日）を機会に、倒閣運動が公然化するや、さすがの東条もついに天皇の信任を失うことになった。

こうして、東条内閣は、軍部にも見放され総辞職へと追い込まれていく。このことは、総理大臣、陸軍大臣のほかに、外務大臣、文部大臣、商工大臣、軍需大臣を兼任し、その上に参謀総長を兼任するという、文字どおりあらゆる権力を一身に集め、絶対的かつ独裁的に見えた東条の権力も、結局は、天皇の信任と戦争内閣を必要とした軍部および宮中グループの支持を前提としたものであったことをはっきりと示していた。ヒトラーの上にヒトラーなく、ヒトラーを越えた権力や権威はいっさい存在しなかったナチス・ドイツの政治体制と、日本のそれとは、根本から異なっていたのである。

❖ 「御光」を受けて光った「石ころ」

東条自身が根っからの天皇心酔者だったことを示すエピソードは少なくない。「私への反逆はお上^{かみ}への反逆である」と恫喝すること、反対勢力を押しえ込んできた東条にとつて、自らの権力を支える核は、意識の上でも実際の政治構造においても、天皇の存在であり、天皇の保持する大権そのものであった。戦時下の一九四二（昭和一七）年一月二六日に開会された第八一帝国議会の衆議院戦時行政特例法委員会の席上、東条は喜多壯一郎の質問に答えて次のように述べている。

「東条と云ふ者は一個の草莽^{そうもう}の臣である。あなた方と一つも変わりない。唯私は茲^{こゝ}に総理大臣と云ふ職責を与へられて居る、ここで違ふ、是は陛下の御光を受けて初めて光る、陛下の御光がなかったら、私なんかは石ころに等しいものだ。陛下の御信任があり、此の位置に就いて居るが故に光って居る、そこが全然所謂^{いわゆる}独裁者と称する欧米の諸公とは、趣きを異に致して居るのである」（社会問題資料研究会編『第八一帝国議会議事速記録並委員会記録』）。

それは、自らの地位が天皇の権威の上に成立することを改めて確認し、その天皇の信頼と期待が、自らの権力の正当性と絶対性を保証するものであることを強調したものであつ

た。東条の発言は、政治姿勢の吐露というだけでなく、明治憲法体制下における天皇の政治的位置と、天皇を補弼する天皇の幕僚との関係を見事に言い当てたものであった。

ただ、東条の場合には、天皇への徹底した心酔ぶりが人一倍目立っていた。そのことは、東条が、複雑な国家機構のなかで政治権力を縦横にあやつり、対立と妥協を繰り返すなかで政治目標を実現していく政治リアリストというよりも、天皇の意志を代行する補弼の最高責任者として、その役割をよく自覚していたことから分かる。単純だが実直な東条は、天皇にとって理想的な「幕僚」だったということになる。

しかし、東条のそうした政治姿勢は、往々にして妥協を好まない硬直した政治姿勢となつて表われる。戦局の悪化とともに反東条の動きが活発になると、東条は「戦争完遂」と治安強化を口実として一段と国内引き締めを図ろうとした。そのことが、宮中グループや軍部とのあいだに亀裂を深め、東条への大命降下に決定的な役割を演じた内大臣・木戸幸一さえも、ついに東条降ろしを決意する。それはまた、天皇の意志でもあつたはずだ。

※東条を退陣に追い込んだもの

あれほど東条に執着していた天皇が、東条を見限つた理由は何であつたか。それは、反東条の動きが皇族をはじめ宮中グループのほとんどを巻き込み、これ以上東条への支持を

続けた場合、天皇制国家の屋台骨を揺るがし、その分裂の危険さえ引き起こしかねないと見たからであろう。

残念ながら、これを裏付ける天皇自身の証言はない。ただ、東条が総辞職する直前に内閣改造をもって危機を乗り切ろうとしたとき、木戸は天皇の意向を受けて東条の内閣改造に条件をつけたとされる。それは、参謀総長と首相の職とを切りはなすこと、嶋田海軍大臣を更迭すること、重臣の入閣による挙国一致内閣とすること、の三条件であった。これは、明らかに東条政治への不信の表明にほかならなかった。

このとき東条は、木戸に、三条件が「お上の思召^{かみ}し召し」かとたずね、木戸が「そうだと答えたあと、天皇からも直接に「木戸が話した通りだ」との返事を聞いたという（矢次一夫『東條英機とその時代』）。これは、当時政界でささやかれたという風聞にすぎず、確実な証言があるわけではない。しかし、この内閣改造の過程で、天皇の東条への不信が三条件の提示で暗に示されたと見てまちがいはあるまい。

東条もそのことを敏感に感じとり、この時点で内閣改造を断念し、総辞職を決意したと考えられる。あれほど権勢をほしいままにし、憲兵や諜報機関を使って政敵を押さえ込んできた東条も、かつて田中義一が天皇の怒りを買ったことで直ちに内閣を投げ出したように、天皇の不信の表明にはなすすべもなく、権力の座を手放さざるを得なかったのである。

る。

また、東条への大命降下の立て役者であり、一貫して東条を支持してきた木戸は、なぜここで東条を見放したのか。一つの見方に、東条が常時輔弼ほひつを励行してひんぱんに直接上奏するので、内大臣としての仕事が減り、天皇の東条への信頼が高まるにつれ、自らの保身のために東条を切り捨てる工作に乗り出したとするものがある（赤松前掲書「解説にかえて」）。

戦後の木戸証言で、そのことに直接ふれたものはないが、先の戦争の性格について「東条はむしろ後始末みたいなものだ。二つの御前会議で、米英との戦争は近衛が準備し、東条が戦さをした。単純だよ」と述べる下りがある（〈木戸証言〉から『朝日新聞』前掲）。これは、宮中グループが、結局は、東条を戦争指導に適した都合のよい一軍事官僚とみなし、その役割が終わると見るやあっさりと首のすげかえをする、天皇制国家の政治のあり方を見事に象徴した事例として見てとれる。したがって、東条切り捨ては、たんに木戸個人の保身というより、天皇制国家自体の保身から出た政治判断と見ることもできよう。

かくして、天皇の「御光」のもと権力をほしのままにした東条は、マリアナ沖海戦の敗北やサイパン島陥落を機にいっきょに噴き出した東条内閣打倒工作によって、一九四四（昭和一九）年七月一八日、ついに総辞職に追い込まれる。結局、天皇にはなされた東条

は、東条自身が比喻してみせたように、天皇の「御光」を失って「ただの石ころ」となったわけである。

戦後、東条は東京裁判で、自らが国家意志の執行者であり、開戦決定は天皇の最高の補弼責任者としての自らのうちにあると証言する。しかし、その証言は、東条自身がそれまで述べてきた政治姿勢と正面から矛盾するものであった。東条を国家意志の執行者の地位に引き上げたのは天皇であり、その政治的役割が明治憲法体制の統治構造によって規定されたものであったことは、もはや繰り返す必要はないであろう。

いずれにせよ、田中義一によって先鞭がつけられた大陸国家・日本の形成という国家目標は、永田に受け継がれ、志なからば倒れた永田の後継者の東条によって、最終的には日米開戦にまで行き着いた。それは、国の内外に膨大な犠牲者を生みだしながらも、他国への軍事侵略によってしか発展するすべを知らなかった大日本帝国の崩壊への道でもあった。

さて東条は、敗戦後戦犯として逮捕されることになる。このとき東条は、東条家に逮捕にやってきた米軍将校が待機している間に自室でピストル自殺未遂を起こす。敗戦の日から一カ月たらずの九月一日のことである。東条の自殺未遂はすぐに内外に知れわたり、さまざまな反応を与えることになった。ある者は、同情を買うための芝居ではないかと疑

い、ある者は、東条ほどの人物が自殺に失敗するとは何ごとかと怒りを隠さなかったとい
う（矢次一夫前掲書）。

東京裁判の結果、一九四八（昭和二三）年一月二日、東条をはじめ二五人の被告全
員に有罪判決が下った。東条は、松井石根、土肥原賢二、広田弘毅、板垣征四郎、木村兵
太郎、武藤章ら六名とともに絞殺刑の判決を受ける。刑は年も押し迫った一月二三日に
執行された。刑の執行直前、東条は陸軍の先輩格にあたる松井を促し、全員で「天皇陛下
万歳」を、次に「大日本帝国万歳」を三唱した。刑死の直前まで、東条の心を占めていた
ものは、やはり天皇の存在であった。